

令和5年3月

定例会議事録

備北地区消防組合

令和5年3月27日備北地区消防組合議会定例会を開会した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 坪田 朋人	2 番 松本みのり	3 番 藤原 洋二
4 番 桂藤 和夫	5 番 中原 秀樹	6 番 増田 誠宏
7 番 月橋 寿文	8 番 徳岡 真紀	9 番 新田 真一
10 番 堀井 秀昭 (副議長)	11 番 横路 政之	
12 番 弓掛 元 (議長)	13 番 横光 春市	
14 番 鈴木深由希	15 番 政野 太	16 番 保実 治

以上16名

2 地方自治法第121条により出席した者の職氏名は、次のとおりである。

三次市長 福岡 誠志	庄原市長 木山 耕三	三次市副市長 堂本 昌二
消防長 谷川 真澄	総務課長 松本 英嗣	予防課長 佐々木光昭
警防課長 松本 好弘	通信指令課長 川崎 明德	三次署長 松田 吉弘
庄原署長 真丸 行成	東城署長 山本 修司	

以上11名

3 議会事務局職員として出席した者の職氏名は、次のとおりである。

総務課課長補佐 中岡 紳	総務課庶務係長 児玉 智宏
総務課経理係長 橋本 政彦	

4 会議に付した事件は、次のとおりである。

議案日程

日 程	議案番号	件 名
第 1		会期の決定について
第 2		行政報告

第 3	議案第 1 号	備北地区消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）
	議案第 2 号	備北地区消防組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例（案）
	議案第 3 号	備北地区消防組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例（案）
	議案第 4 号	備北地区消防組合職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（案）
	議案第 5 号	備北地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）
	議案第 6 号	備北地区消防組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例（案）
第 4	議案第 7 号	備北地区消防組合個人情報保護に関する法律施行条例（案）
	議案第 8 号	備北地区消防組合議会議員の議員報酬及び監査委員、公平委員会委員その他特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）
第 5	議案第 9 号	令和 4 年度備北地区消防組合一般会計補正予算（第 2 号）（案）
第 6	議案第 10 号	令和 5 年度備北地区消防組合一般会計予算（案）
第 7	発議第 1 号	備北地区消防組合議会の個人情報保護に関する条例（案）

5 議事の状況は、次のとおりである。

午前10時00分 開会

○議長（弓掛元君） 皆さん、おはようございます。

本日は何かと御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の議会の出席議員数は16名全員であります。

ただいまから令和5年備北地区消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議に入ります。

本日の会議録署名者を指名いたします。

会議規則86条の規定によって、署名者は新田議員及び坪田議員を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

それでは、次の日程に入ります前に、福岡管理者から挨拶の申入れがありましたので、これを許します。

〔管理者三次市長（福岡誠志君）、挙手して発言を求める〕

○議長（弓掛元君） 福岡管理者。

○管理者三次市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。

本日、備北地区消防組合議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、年度末で大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

また、当組合の運営につきましては、議員各位の御理解と御協力によりまして、今年度予定しておりました業務を円滑に遂行できましたことに対しまして心から感謝を申し上げます。

さて、今年度を振り返ってみますと、新型コロナウイルスの蔓延から3年目となり、ウイルスの変異とともに感染力が強力となり、管内でも多くの感染者が発生をいた

しました。当組合管内においては、感染防止対策を講じた上で予防査察業務や講習会などを再開しておりますが、今後、感染症法上の5類相当に移行されることに伴い、基本的な感染対策を行いつつもコロナ前の体制で業務等を遂行できることを期待しています。

備北地区消防組合では、昨年9月に庁舎整備方針を発表し、今後の組合における施設の整備方針を示させていただきました。この整備方針に基づき、管内の中核となる消防本部及び三次消防署を最優先施設として庁舎整備基本計画を策定し、先般、両議会に対しましてもお示ししたところでもあります。移転先は、三次市十日市町高平地区、広島県林業試験場の一部を予定地とし、三次市で取得に向けた事務を進めています。現在の浸水想定区域内から消防庁舎を移転、整備することにより、近年全国各地で発生している大規模豪雨災害時におきましても、浸水による消防機能の喪失という事態を避けることができます。また、十分な敷地面積を有していることから、訓練敷地を確保できるほか、緊急消防援助隊の受援体制というのも構築でき、あらゆる災害への継続的かつ柔軟な対応を可能とする立地であるというふうに考えています。

本日上程しています令和5年度予算案にも関連予算を計上しております。限られた財政状況の下ではありますが、消防力を最大限発揮できる消防庁舎の建設に向け、尽力する所存です。議員各位におかれましては、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

結びになりますが、今後もいかなる場面でも即応実践対応ができるよう、消防防災体制、救急救命体制の整備を図りながら、減災・防災に努め、災害に強い安全で安心な地域づくりを推進してまいります。

この後、消防行政の詳細につきましては消防長が説明を申し上げます。

また、本日は、令和5年度備北地区消防組合一般会計予算（案）など議案10件を提案させていただくこととしております。よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（弓掛元君） 日程第2，行政報告を行います。

消防長から行政報告の申出がありました。これを許します。

〔消防長（谷川真澄君），挙手して発言を求める〕

○議長（弓掛元君） 谷川消防長。

○消防長（谷川真澄君） 改めまして、おはようございます。

お許しをいただきましたので、お手元の資料に基づき御報告いたします。

それでは最初に、新型コロナウイルス感染症について、資料1を御覧ください。

組織体制は現在危機レベル2とし、原則通常業務を行っております。今年に入り3月22日時点で職員の感染者は14名で、昨年後半から徐々に減少傾向となっております。感染症疑いを含む救急出場については、令和4年度3月20日現在で、248件出場し、190名の陽性者を搬送しております。

それでは、行政報告資料を御覧ください。

令和4年中の災害出動状況及び通信指令センターの運用状況から御説明いたします。

令和4年中の災害出動状況及び通信指令センターの運用状況。

まず、1ページから3ページの火災発生状況につきましては、令和4年中は87件の火災が発生し、1名がお亡くなりになり、9名が負傷されています。火災件数は、令和3年中の53件に比べ34件増加しています。

2ページの比較表を御覧ください。

火災件数増加の要因として、特に林野火災とその他の火災の合計が令和3年中の25件に対して令和4年中が58件となっており、33件の増加。ほぼ全体件数の増加分となっております。また、林野火災の初期消火中に1名が亡くなられ、避難中や初期消火中、たき火などの作業中に9名が負傷されており、9名中7名が高齢者となっております。

ここで、1枚物の資料2を御覧ください。

令和5年3月20日現在の火災発生状況について、令和5年中各種災害件数一覧に基づき御説明いたします。

3月20日現在、当組合管内では、建物火災7件、林野火災9件、その他の火災19件、計35件の火災が発生し、昨年の同時期と比較し19件増加しています。市の内訳としましては、三次市が19件、庄原市が16件となっており、昨年同時期と比較して三次市で11件、庄原市で8件増加している状況です。また、建物火災で2名が亡くなられ、林野、その他の火災などで4名が初期消火中に負傷されています。

これからさらにあぜ焼きなどが原因による火災の発生が懸念されます。引き続き、消防車両での広報、警戒、放送設備や両市消防団の協力の下、積極的に火災予防の注意喚起を訴えてまいる所存でございます。

再度、行政報告資料にお戻りください。

4 ページからは令和 4 年中の救急出場状況で、出場件数は4,763件で、前年に比較して597件増加しています。また、搬送人員は4,534名で、65歳以上の高齢者の搬送割合が依然として高く、全体の75.6%を占めています。

5 ページは署所別の出場状況、6 ページは市町別の出場状況を掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

7 ページは救急隊員の行った応急処置等の実施状況で、137名の心肺停止傷病者のうち、110名の傷病者に救急救命士が気管挿管、静脈路確保、薬剤投与等の救命処置を実施しています。

続いて、8 ページの高速道路への救急出場状況は、中国自動車道に12件、尾道松江自動車道に10件出動し、内訳は中国自動車道が交通事故 6 件、急病 6 件、尾道松江自動車道は交通事故 5 件、急病 5 件という状況です。

そして、9 ページのドクターヘリの活動状況は、広島県、島根県、鳥取県のドクターヘリを計46回要請し、活動件数は31件です。活動件数内訳については、三次市が19件、庄原市が12件となっています。

次に、10ページ、11ページの救助出動状況は、出動件数が59件で、前年に比較して2件増加しています。出動種別では、交通事故の23件が最も多く、続いて山林内での事故や低所に転落したものによるその他の事故が16件となっています。また、救助活動を実施した件数は35件で、36名を救助し、26名を医療機関に搬送しています。

11ページには署所別の出動件数を掲載しておりますので、御確認ください。

12ページの救命講習実施状況は、令和 4 年中に各種救命講習、救急教室を含め、延べ2,264名の方が応急手当に関する講習を受講され、AEDを用いた応急手当などを習得されています。

13ページは令和元年度に導入した無人航空機、ドローンの飛行実績で、現在、三次、庄原両消防署に各1機を配備し、火災、救助、捜索、火災調査等に活用しており、令和元年12月の運航開始から本年3月10日現在で合計300回の飛行実績

となっています。今後も、操縦者の訓練を計画的に実施し、有事の際、有効に活用していきたいと考えております。

次に、14ページからは通信指令センターの運用状況で、第1表のとおり119番通報の受信総数は6,787件で、前年に比較して488件増加しています。

また、15ページの緊急通報システムの受信状況は、第3表のとおり863件で、そのうち120件の救急要請がございました。

次に、(3)の福祉ファクシミリ、メール119及びNET119緊急通報システムは計14名の方が加入されていますが、(4)の多言語通訳と合わせて昨年の利用はございませんでした。

続きまして、16ページから17ページは、令和5年春季全国火災予防運動実施結果であります。事業所、地域、自主防災組織、消防団との合同消防訓練や防火パレードの実施、また特別査察や防火教室、広報紙の発行など、火災予防と消防活動のアピールを行ったところです。

次に、18ページから20ページは、管内の文化財等を対象にした想定訓練及び査察の実施状況です。毎年1月26日を文化財防火デーと定め、この日を中心に想定訓練や防火査察など、全国的に文化財の防火運動を展開しています。

続きまして、21ページ、22ページの令和5年度の主要事業（案）について、概要を説明いたします。

まず、消防体制の整備について、車両関係では東城消防署の消防ポンプ自動車と高規格救急自動車、消防本部の指揮車の更新を予定しております。東城消防署の消防ポンプ自動車については登録から24年が経過し、高規格救急自動車は登録から15年が経過し、約22万キロ走行しております。消防本部指揮車については登録から16年が経過し、約20万キロ走行しており、それぞれ車両更新計画に基づき更新させていただくものです。

次に、高機能消防指令施設有償部品交換についてですが、24時間365日稼働しており、一時も支障を来すことのできない消防の重要施設であることから、無線施設の維持管理及び障害発生防止のため、設備を構成する部品のうち耐用年数が経過した部品を交換させていただくものです。

次に、消防本部・三次消防署庁舎建設事業基本実施設計委託ですが、備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎整備基本計画に基づき、庁舎の移転建設に

係る基本実施設計を委託するものです。

次に、高機能消防指令施設整備基本実施設計委託ですが、平成23年度に構築し、平成29年度に中間更新を行った消防指令施設の耐用年数が経過したため、全面更新に係る実施設計を委託するものです。

続いて、消防技術の充実強化については、警防、救急、救助に関する職員の知識、技術の向上のため、計画的に訓練、研修を実施してまいります。

警防体制については、消防団や自主防災組織との各種訓練の実施、実践能力の向上、及び若手職員に対して警防技術の伝承を行い、組織の底上げを図ってまいります。

救急体制については、現在、救急救命士53名を3消防署7出張所に配置しており、また今年度、救命士国家試験を受験した職員3名が今月末の合格発表を待っている状況であります。今後につきましても、現場で活動する救急救命士を確保するため、養成を行いながら体制を維持していく計画でございます。

次に、応急手当等の普及啓発につきましては、各種救命講習や救急教室を通して積極的に取り組み、一人でも多くの市民の皆さんが応急手当の技術が習得できるよう努めてまいります。

救助体制につきましては、多様化する救助現場に確実に対応できるよう救助技術の錬磨に励むとともに、引き続き各種訓練を継続してまいります。

次に、(3)の予防防災対策の推進につきましては、防火対象物、危険物施設等への効果的な立入検査を実施するとともに、県、市の建築担当課と連携、協力し、違反対象物や施設への是正指導を行ってまいります。また、防火管理者及び危険物取扱者の育成や防火教室等を積極的に行い、火災予防啓発活動を引き続き実施していきたいと考えております。

幼少年女性防火委員会に対しては、各消防クラブの活動助成を行い、防災士資格の取得、さらには各地域の自主防災組織と連携を密にし、育成指導を行ってまいります。

次に、高齢者の防火安全対策として、一人暮らし、高齢者世帯への戸別訪問により火災予防、防火安全対策の指導を積極的に進めるとともに、一般の住宅防火対策についても同様に住宅防火を訴え、住宅用火災警報器の設置、取替えを周知、指導してまいります。

次に、職員の資質向上と衛生管理については、職員の職務遂行能力の向上を目的として、知識、技術の習得のため、消防大学校、広島県消防学校、さらには各種研修会へ職員を積極的に派遣し、習得した知識、技術については研修会等を開催することにより職員へフィードバックしてまいります。また、衛生管理上の整備として、各署所の職場環境の整備と、全職員に人間ドックまたは健康診断の受診を行い、職員の健康管理に努めてまいります。

以上、令和5年度の主要事業（案）の概要でございます。

先ほどの全員協議会で説明させていただきました備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎整備基本計画について様々な御指摘をいただきました。この御指摘を真摯に受け止め、今後、組合議会への適宜適切な説明と住民の皆様への丁寧な説明を行いながら、安定的、継続的な消防機能を発揮できる消防庁舎の建設について、三次市、庄原市と連携を取りながら事業を進めてまいりたいと思っております。

今後も、住民の皆様への負託に応えるべく、あらゆる災害に対応できるよう訓練や研修を行い、職員一丸となって消防使命達成に向けて勤務してまいります。引き続き、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。行政報告とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（弓掛元君） 行政報告等について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 質疑なしと認めます。

日程第3、令和5年議案第1号から議案第6号までを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（堂本昌二君）、挙手して発言を求める〕

○議長（弓掛元君） 堂本副管理者。

○副管理者三次市副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第1号から議案第6号までについて御説明申し上げます。

議案第1号から議案第6号までは、地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年を段階的に引き上げる等の制度改正に合わせ、地方公務員法の一部改正により、定年の段階的引上げに関して整備が必要となる条例について所要の改正等

をしようとするものでございます。

それぞれの議案について、主な改正理由を御説明申し上げます。

議案第1号備北地区消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）については、定年引上げを目的とした地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年を令和5年度から令和13年度までにかけて段階的に65歳に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号備北地区消防組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例（案）については、定年引上げを目的とした地方公務員法の改正を踏まえ、当消防組合職員の給与に関する条例で準用する三次市職員の給与に関する条例改正により、60歳に達した日以後、最初の4月1日から職員の給料月額はその間7割措置の適用となります。これに伴い、発令時の給料月額と減額時の給料月額が異なることも想定されるため、原則として発令時における減給額を適用すること、また、減給額の上限は現に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の1相当額にとどめることとされているため追加しようとするものでございます。

次に、議案第3号備北地区消防組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例（案）については、地方公務員法の改正を踏まえ、分限のうち降給に関し必要な事項を定めようとするもので、給料月額7割措置を条例による降給事由として位置づけること、また、給料月額7割措置を適用する場合に給料月額が異動することとなった旨の通知を行う等の規定を定めようとするものでございます。

次に、議案第4号備北地区消防組合職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（案）及び議案第5号備北地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）については、定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い、規定中の文言及び関係例規との整合性の整理を行うため改正しようとするものでございます。

次に、議案第6号備北地区消防組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例（案）については、定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い、現行の再任用制度を廃止しようとするものでございます。なお、令和5年4月1日から

再任用制度は暫定再任用制度として、制度自体は継続されるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（弓掛元君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第6号までについては原案のとおり可決いたしました。

日程第4、令和5年議案第7号、議案第8号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（堂本昌二君）、挙手して発言を求める〕

○議長（弓掛元君） 堂本副管理者。

○副管理者三次市副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第7号、議案第8号について御説明申し上げます。

本2議案は、個人情報の保護に関する法律の改正が本年4月1日から施行されることに伴い、備北地区消防組合個人情報保護条例を廃止し、新たな条例を定めるとともに、備北地区消防組合議会議員の議員報酬及び監査委員、公平委員会委員その他特別職の職員で非常勤のものものの報酬並びに費用弁償の支給に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（弓掛元君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、議案第8号までについては原案のとおり可決いたしました。

日程第5、令和5年議案第9号令和4年度備北地区消防組合一般会計補正予算（第2号）（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（堂本昌二君）、挙手して発言を求める〕

○議長（弓掛元君） 堂本副管理者。

○副管理者三次市副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第9号令和4年度備北地区消防組合一般会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,815万円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ18億8,695万4,000円にしようとするものであります。

それでは、12ページからの歳出について、その主なものを御説明いたします。

款2総務費、目1一般管理費の職員人件費は、退職予定者1名増に伴う退職手当として職員手当等を1,387万9,000円増額。一般管理経費は、消防無線保守点検などの委託料、パソコン借り上げなどの使用料及び賃借料の入札残や旅費の執行残などを合わせて1,375万8,000円を減額。

14ページの款3消防費の目1消防費は、本部管理経費（職員人件費）の職員手当等や共済費を合わせて809万円減額。本部管理経費（一般管理経費）は、旅費や修繕料、負担金などの執行残を合わせて904万3,000円を減額。

目2消防施設費は、修繕料の執行残や吉舎出張所、三和出張所の空調改修工事などの入札残で113万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について主なものを御説明いたします。

10ページをお開きください。

款1 分担金及び負担金は、歳出予算の減額に伴い1,851万5,000円を減額。

款2 使用料及び手数料は、危険物製造所等許可手数料が見込みを上回ったため5万7,000円を増額。

款4 県支出金は、広島県消防学校派遣職員の人件費増に伴い、県負担金33万1,000円を増額。また、感染症患者の移送委託業務増に伴い、委託金7万7,000円を増額。

款5 財産収入は、職員退職手当基金利子が見込みを下回ったため10万円を減額しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（弓掛元君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号令和4年度備北地区消防組合一般会計補正予算（第2号）（案）については原案のとおり可決いたしました。

日程第6、令和5年議案第10号令和5年度備北地区消防組合一般会計予算（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（堂本昌二君）、挙手して発言を求めらる〕

○議長（弓掛元君） 堂本副管理者。

○副管理者三次市副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第10号令和5年度備北地区消防組合一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

す。

一般会計予算案の1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,233万3,000円に定めようとするものであります。

令和4年度当初予算に比べ、2億1,098万4,000円、率にして11%増の予算となっております。この主な要因は、令和4年度と比べて退職予定者が2名増となることにより退職手当などの人件費が増額になったことや、庁舎建設整備事業に伴い消防本部・三次消防署庁舎建設事業基本実施設計業務などの消防施設費が増額になったことによるものであります。

令和5年度につきましても、警防業務体制の充実強化のための施策として、消防本部の指揮広報車、東城消防署の消防ポンプ自動車、高規格救急自動車の更新整備や、大規模災害発生時においても消防活動拠点としての機能を維持し、消防本来の目的、任務を十分に達成させる施策として消防本部・三次消防署庁舎建設事業基本実施設計業務など、安心・安全なまちづくりを進めるため計画的に予算案の編成を行いました。

初めに、歳入について主なものを御説明申し上げます。

12ページをお開きください。

款1分担金及び負担金は、前年度予算と比べ、組合分担金は1億5,624万4,000円、8.3%増の20億3,976万7,000円、組合負担金は前年度同額の936万9,000円で、合わせて20億4,913万6,000円を計上しております。

款2使用料及び手数料は、前年度と同額の181万円を計上しております。

款4県支出金は、広島県消防学校への広島県派遣職員負担金として780万7,000円、感染症患者移送業務委託金として1,000円計上しております。

款5財産収入は、平成24年度から職員退職手当積立基金で運用している北海道公募公債が令和4年度で満期による償還を迎えたため運用益が減収となり、前年度予算と比べ160万円、90.7%減の16万5,000円を計上しております。

款6繰越金は、存目として1,000円を計上しております。

款7諸収入は、広島県防災航空隊職員派遣に伴い、広島県防災ヘリコプター運航調整交付金や職員派遣負担金など751万3,000円を計上しております。

続いて、14ページの款8組合債は、緊急防災・減災事業債で5,590万円を計上

しております。

次に、歳出について主なものを御説明申し上げます。

16ページをお開きください。

款1 議会費は、前年度と同額の131万4,000円を計上しております。

款2 総務費は、前年度予算に比べ、人事異動による職員数の増や退職手当の増などにより7,285万1,000円、15.7%増の5億3,848万9,000円を計上しております。

24ページからの款3 消防費は、前年度予算に比べ、給与改定による給料、勤勉手当などの増に伴い、本部管理経費（職員人件費）は349万1,000円増の12億1,245万3,000円を計上しております。

33ページまでの各管理経費についてですが、本部管理経費（一般管理経費）は5,074万6,000円減の1億2,788万1,000円、三次消防署管理経費は52万4,000円減の2,551万1,000円、庄原消防署管理経費は98万1,000円増の1,888万8,000円、東城消防署管理経費は40万6,000円減の966万8,000円、消防施設費は1億8,529万1,000円増の1億8,752万9,000円、消防費全体では1億3,813万3,000円、9.6%の増で、合わせて15億8,193万円を計上しております。

32ページの款4 公債費は、前年度同額の10万円を計上しております。

款5 予備費は、前年度と同額の50万円を計上しております。

次に、1ページにお戻りください。

第2条、債務負担行為につきましては、4ページに掲載の第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか5件について、それぞれ債務の期間と限度額を定めようとするものであります。

第3条、地方債につきましては、5ページ記載の第3表のとおり、消防施設等整備事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条、一時借入金につきましては、借入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

第5条、歳出予算の流用につきましては、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内の項間において流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用することができるよう定めようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（弓掛元君） 質疑を行います。

〔6番 増田誠宏君、挙手して発言を求める〕

○議長（弓掛元君） 増田議員。

○6番（増田誠宏君） 歳入の分担金及び負担金について質問させていただきます。

三次市令和5年度当初予算では、一部事務組合経費負担金として計上されているのは約10億6,000万円であり、組合の経費、組合分担金、組合負担金合計額と約1億8,000万円程度、この金額の差というのはどうしてなのか御説明をお願いします。

2点目として、今までの事がよく分からないんですが、過去の予算においても構成団体の歳出を組合の歳入に議決前に計上することがあったのか。昨年度に実施していました。相違が発生すること自体に、問題がないのかお伺いします。

3点目として、消防組合と三次市の両方で調整した上でこの予算、組合分担金については計上されているのかお伺いします。

以上です。

〔総務課長（松本英嗣君）、挙手して発言を求める〕

○議長（弓掛元君） 松本総務課長。

○総務課長（松本英嗣君） 3点御質問いただきました。

まず1点目でございますけども、三次市の当初予算の分担金と、それから消防組合の予算の三次市の負担の金額に相違があるということでございますけども、こちらにつきましては、三次市のほうは今回予算のほうを政策的予算とか2回に分けて組まれているという話を伺っとるんですけども、消防としましては両構成市で負担いただく義務的経費というふうに考えておりまして、消防では計算した予算を両市に調整させていただきましたして予算化をさせていただいております。

2点目、本来、市の分担金と組合の負担金が違うことがあるのかということですが、通常は一緒でございます。

3点目としまして、今回の予算につきましては、当然ながら両構成市と十分に調整をして予算編成のほうを行っております。

以上です。

〔6番 増田誠宏君，挙手して発言を求める〕

○議長（弓掛元君） 増田議員。

○6番（増田誠宏君） 通常はないことであって，その上で今回しっかり調製されているということなのですが，よく分からないので質問させてもらいますが，仮の話なのですが，もし三次市議会のほうが，先ほどの御説明によると追加で補正予算を組まれるというような御説明があったと思うんですが，三次市議会が仮に予算の組合負担金の補正を認めなかった場合，それについてはどのようになるのかお伺いします。

〔消防長（谷川真澄君），挙手して発言を求める〕

○議長（弓掛元君） 谷川消防長。

○消防長（谷川真澄君） 御質問にお答えします。

私の知る限り，そのような前例がございませんので明確な回答はできかねますけども，消防が上げた予算を構成市が否定された場合についても構成市のほうで計上されている部分については執行されるのではないかと思いますけども，すみません，明確な答えができません。申し訳ありません。

〔6番 増田誠宏君，挙手して発言を求める〕

○議長（弓掛元君） 増田議員。

○6番（増田誠宏君） すみません。こういった予算立てというのは国や県の関係では場合によってはあることというふうにお伺いしますし，問題ないとは思いますが，今回は一部事務組合と公共団体のことなんで，先ほども御説明いただきましたが，非常に分かりにくい状態もあると思います。

先ほどの御説明で，予算を認めていただける部分で執行していくという部分なんですが，最終的には三次市が組合負担金を追加補正した後にこの事業について，事業執行していくと考えてよろしいのか，再度お伺いします。

〔消防長（谷川真澄君），挙手して発言を求める〕

○議長（弓掛元君） 谷川消防長。

○消防長（谷川真澄君） 御質問にお答えします。

先ほど総務課長も答弁しましたとおり，三次市は今回骨格予算といった形で分かれておりまして，この後，議会のほうで追加されるものと承知してございます。その後，事業のほうを進めてまいるといふふうに考えています。

以上です。

〔13番 横光春市君，挙手して発言を求める〕

○議長（弓掛元君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 今の質問の関連でございますけども，これは非常に失礼な話だというふうに思うんです。たとえ無投票であっても，三次市が上程しないと上がってこないということなんで，基本的には同額で上げるべきだというふうに私は考える。

本来的に，市長選挙があつて，肉づけ予算，政策的予算じゃ言うて，市長が替わって上げないと庁舎の移転というのはできないということになるわけですが，考え方として，消防組合としてこの予算が必要なんですか。備北地区消防組合としてこれが要るん。こういうことを今から三次市に進言するんだということになるんですよ。この予算を認めることになれば，今後は，もし肉づけ予算，政策的予算で市が出さないときには，消防議会のほうが三次市に対して，これだけは必要なんだということを進言していかなくてはならないということになるんです。基本的には上げるべきではないというふうに私は考える。

負担金というのは同額でなくてはならないというふうに思つておるんですが，もし必要であれば，そういう方向が必要であるというふうに。もし，考え方として何かそういう面があればおっしゃっていただきたいというふうに基本的には，次期の市長に対して失礼な話であるということでございます。

〔副管理者三次市副市長（堂本昌二君），挙手して発言を求める〕

○議長（弓掛元君） 堂本副管理者。

○副管理者三次市副市長（堂本昌二君） 私のほうから一言お答えさせていただきます。

先ほどの横光議員からの御意見ですけども，そもそものことで申し上げますと，この備北地区消防組合は一部事務組合，庄原市と三次市で構成した団体であります。つまり，この消防署の決定は三次市及び庄原市との決定と私は思っております。というのは，本市の思いと庄原市の思いが一致してないと消防本部の予算を出せないというのが本意であります。

したがって，備北地区消防署で提案されているこの予算については，庄原市及び三次市が全て了解の上で提案していただいたものであつて，日程的に肉づけ予

算として今度出させていただきますが、先ほど消防長も申しましたように、本来の予算が決定されれば、これは三次市にとっても義務的な経費として必ず予算化していかなければならない、議員の皆様にはしっかり説明して、もちろん予算化を可決してもらおうというのが当然でありますので、そういう予算でありますので、これが否決あるいは修正というようなことが起こり得るものではない。これは、三次市と庄原市が決定して、消防組合のほうで提案をされた予算であるという考え方を私はしています。

〔13番 横光春市君、挙手して発言を求める〕

○議長（弓掛元君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 基本的にそういうことであれば、骨格的予算のときに、ここで言うべきではないかもしれませんが、三次市として予算化して計上してあるべきであるということを申し上げたいと思います。必要なかったかもしれませんが、意見として申し上げておきます。

○議長（弓掛元君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号令和5年度備北地区消防組合一般会計予算（案）については原案のとおり可決いたしました。

日程第7、令和5年発議第1号備北地区消防組合議会の個人情報保護に関する条例（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔5番 中原秀樹君、挙手して発言を求める〕

○議長（弓掛元君） 中原議員。

○5番（中原秀樹君） ただいま御上程になりました発議第1号について、提出者を代表し、提案理由の説明をいたします。

提出者は、徳岡真紀議員、松本みのり議員、坪田朋人議員と私、中原秀樹でございます。

本件は、備北地区消防組合個人情報保護条例の廃止に伴い、備北地区消防組合議会独自の個人情報保護条例を制定するものであります。何とぞ全員の御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（弓掛元君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弓掛元君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

以上で本定例会に提出された付議事件は終了いたしました。

これにて令和5年備北地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

午前10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により，ここに署名する。

令和5年3月27日

備北地区消防組合 議会 議長 弓掛 元

議事録署名者 新田 真一

議事録署名者 坪田 朋人